

平成 31 年度高知県医療施設耐震診断等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県医療施設耐震診断等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第 2 条 県は、医療施設の耐震化を推進するため、未耐震の医療施設（病院に限る。）の所有者（以下「補助事業者」という。）が行う耐震診断事業及び耐震化設計事業（以下「補助事業」という。）に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象建物及び補助対象経費)

第 3 条 補助対象建物及び補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象建物は、医療施設のうち建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和 55 年政令第 196 号）による改正前の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に規定する耐震基準で建築された建物とする。
- (2) 補助対象経費は、前号に規定する補助対象建物に係る耐震診断又は耐震化設計に要する経費とする。

(補助金の補助要件等)

第 4 条 補助金の補助要件、補助基準額及び補助率は別表第 1 に定めるとおりとし、交付額は次に掲げるところにより算出するものとする。

- (1) 別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助基準額と同表の第 4 欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額に別表第 1 の第 5 欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第 6 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に別記第 2 号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければ

ばならないこと。ただし、補助金額の 20 パーセント以内の減額の場合は、この限りでない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に前号の補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (8) 補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

（補助金の交付の決定）

第 7 条 知事は、第 5 条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（指令前着手の届出）

第 8 条 補助事業者は、工程等の都合により前条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第 3 号様式による指令

前着手届を第5条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに提出することとする。

- 2 補助事業者は、第6条第7号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第7号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額を別記第5号様式による消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。
- 4 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第6号、第9条第3項及び第4項、第10条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

1 補助事業名	2 補助基準額	3 補助要件	4 補助対象経費	5 補助率
耐震診断事業	<p>3,600円×面積（1,000㎡以内部分）＋ 1,540円×面積（1,000㎡を超えて2,000㎡以内部分）＋ 1,030円×面積（2,000㎡を超える部分）</p> <p>ただし、設計図書の復元、第三者機関（※）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度として加算することができる。 ※既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。</p>	<p>①「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年1月国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。 ②四国耐震診断評定委員会等の耐震判定委員会又は知事が認めた団体による評定を受けること。</p>	医療施設の耐震診断に要する経費（耐震診断評定手数料を含む。）	3分の2以内
耐震化設計事業	<p>（1）耐震補強工事 1,000万円</p> <p>（2）建替工事の場合は、（1）の金額と次に掲げる金額とを比較し少ない方の額とする。 補助対象建物（建替前建物）の延床面積×50,300円×13.92%</p>	<p>①耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断された建物であること。 ②補助対象建物の改修工事又は建替工事を行う場合は、当該設計によること。 ③四国耐震診断評定委員会等の耐震判定委員会又は知事が認めた団体による評定を受けること。</p>	医療施設の耐震化のための設計に要する経費（耐震補強設計評定手数料を含む。）	3分の2以内

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。